

日以土藤岡Jの組合に八圓を支給する。今日盛來  
 團（財界用の組合）。總夫改裝日より向ふ三十日間二十  
 合宿主の會場より入世年當總夫一人の付給。募集費一人  
 餘額發給專費

八、同 報次平日日 同 廿日二十六日

九、餘額發給平日日 即昨十一月廿日二十日

六、餘額發給取替 合宿主武給（合宿者二四武給）

正、升 奏 管 升奏取替發 身 既 五 志

四、資 本 金 資百四拾萬圓

三、專 業 の 聲 譽 百炭業

二、退 避 辭 職 市 職 務 司

一、給 養 早良總業將友會場

早良總業將友會場合宿主の餘額發給

法人 財界用會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

りたる處六月十一日會社側より採用後十五日間に十日以上稼  
 働したる場合に八圓を支給する事に訂正したが間もなく七月  
 二日之を取消し從來通りにしたる爲憤慨し最近の物價昂騰を  
 理由として左の要求をなすに至つたのである。

十、要求事項

- 1、鑛夫の手當金は三井と同額に支給し現在迄の稼働年限を  
 加算すること尙合宿主の退職手當金は右の外入籍より退  
 職迄の入坑手當を支給すること
  - 2、鑛夫遠地募集の場合は募集出張者に對し旅費日當及諸雜  
 費を即時支給のこと
  - 3、現時物價騰貴の爲合宿食費一人拾錢宛會社より合宿主に  
 補助すること
- 外一般鑛夫の待遇に關係せる十項目